

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年九月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

路線名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	埼玉県秩父郡小鹿野町三山字納宮二 四七三番一地从先から埼玉県秩父郡小 鹿野町三山字軍平二二四九番五地先 まで（ただし、関係図面に表示する 部分に限る。）
供用開始の期日	令和三年九月三日
備考	令和三年九月三日付 埼玉県秩父県土整 備事務所長告示第九 号で告示した道路予 定区域の一部供用開 始である。延長五六 〇・〇〇メートル